

# 全仏

ZENBUTSU



# 471

仏暦2544年 9月 (2001年)  
財団法人 全日本仏教会  
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



本願寺築地別院で開催された教化セミナー「いま、仏教と医療を考える(2)」  
(関連記事6～7頁)

同和研修会開催  
法律相談室

# 就任ご挨拶

全日本仏教会  
理事長 石上 智康

このたび、北條成之前理事長について本会第二十四期の理事長に選出され、就任いたしました浄土真宗本願寺派宗会議長の石上であります。

その任の重大さを痛感しております。私ももとより浅学にして非才、微力の身であります。本会加盟の皆様と関係各位のご教導ご協力により、その職責を精一杯つとめてまいりたいと願っております。

申すまでもなく、全日本仏教会の目的は、仏陀の和の精神を基調とし、相互の緊密な連絡提携のもとに、全国の各種仏教運動に全一



性をもたせ、真に時代に即応する活発な全一仏教運動の展開と仏教による国際文化の交流を促進し、仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することであります。

今日の社会情勢を思う時、まことに混沌とした不透明な状況にあつて、物質・拜金主義に呪縛され、いしれぬ不安感や不信任感が漂い、確たる進むべき方向性、真の依りどころが見失われた時代状況にあると言わざるを得ません。

しかし、どのような時代になりましたとも、仏陀のみ教えこそは、幸せに生きようとする人々にとつての、間違いのない依りどころでありまして、その意味において、私ども仏教徒・全日仏の使命と責任は、いよいよ重かつ大と言わなければなりません。

当面は長い間の懸案でありますルンビニー園マヤ堂修復事業の完遂にメドをつけること、靖国神社公式参拝をめぐる不幸な国論の分裂状況など、全日仏として避けて通れない重要案件もございます。

大谷会長をはじめ本会評議員会・理事会ならびに関係各位のご提言ご協力を賜りながら、本会として課せられた課題に着実に取り組んでまいり決意であります。改めて、皆様の温かいご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

## 残暑お見舞い

### 申し上げます

財団法人 全日本仏教会

会 長 大谷 暢顯

副会長 稲葉 信隆

白井 慈勲

片山 日樂

中村 啓識

沼田 智秀

石上 智康

理 事 一 同

事務総長 西村 輝成

事務総局職員一同

## 法律相談室

# 地主の収入と税金

回答：本会顧問弁護士

### 長谷川 正浩

(問) 地主としての収入は地代のほかに何かありますか。そしてこれらの収入は収益事業収入として全て法人税の対象になりますか。

※ ※ ※

(答) 地主の収入は大きく分けて次の五つです。

- ① 地代
- ② 更新料
- ③ 借地権譲渡承諾料
- ④ 条件変更料
- ⑤ 増改築承諾料

そしてこれらの収入がつきに述べる条件を満たしているときは不動産貸付業とはなりませんから収益事業とはならず法人税は課されません。

全  
a 宗教法人が行う墳墓地の貸付業  
b 国または地方公共団体に対して直接貸し付けられる不動産の貸付業

c 主として住宅の用に供される土地で、その貸付の対価が低廉である場合の不動産貸付業

そして右にいうcの低廉な貸付とは、それぞれの貸付けごとに次の条件をすべて満たしていなければなりません。

・貸付けた土地の上にある建物が、その床面積の二分の一以上が居住の用(貸家住宅のアパート、マンションでもよい)に供されていること。

・その建物が別荘の用に供されていないこと。

・その敷地の面積が建物の床面積の十倍以下であること。

・その敷地の経常的な地代(借地権譲渡承諾料等前記②から⑤を除く)の額がその敷地の面積にかかる固定資産税と都市計画税の合計額の三倍以下であること。

以上の条件を満たしておれば、前述の②更新料、③借地権譲渡承諾料、④条件変更料、⑤増改築承諾料をいくら頂いてもこれらは全て収益事業収入にはなりません。

それでは地主の収入となる地代などほどの程度が適正なのかについて述べてみましょう。

#### ① 適正な地代について

前述のとおり、地代等が収益事業収入とならないためには、固定資産税と都市計画税の合計額の三倍以下におさえておかなければなりませんから、これが一応の目安です。更新料授受の習慣のない地方では、地代は右の三倍より高いと思

ますが、そうすると借地権譲渡承諾料等右②乃至⑤も法人税の対象となることは前述したとおりです。

#### ② 適正な更新料について

更新料は借地人が納得しない限り支払ってもらえません。更新料を支払う慣習は東京を中心とした関東地方です。一般に更地価格の三パーセントとか、借地権価格の五パーセントから七パーセントとか云われています。しかしこの更新料は当然支払わなければならないというものではありません。訴訟をすれば地主は敗けてしまいます。

#### ③ 適正な借地権譲渡承諾料について

借地権は今や土地所有権と同じように経済的価値が高いですから、これを譲渡してお金にかえることもできるようになりました。しかし地主が承諾しなければ譲渡できないのが原則です。このとき地主に支払われるのが、借地権譲渡承諾料で、名義書替料とも呼ばれています。

地主が承諾しないと、借地人は地主の承諾にかわる裁判所の決定を求めることができます。このとき借地人は地主に財産上の給付を支払わなければならないが、このときの裁判所の一応の基準は借地権価格の一割に相当する金員となっています。

#### ④ 適正な条件変更料について

木造建物を建て直して鉄筋コンクリート等の堅固な建物にする場合に、地主が受け取る承諾料です。この場合借地法改正前からの借地権であっても二〇年契約はできず、三〇年契約となります。

地主が承諾しないときは借地人は裁判所で地主の承諾にかわる決定をもらうことになりこのとき地主には更地価格の一割(一応の基準)に相当する金員が支払われます。

#### ⑤ 適正な増改築承諾料

契約書のなかに無断増改築禁止条項が入っていないければ、借地人は契約期間内ならいつでも地主に無断で増改築できます。しかし無断増改築禁止条項が入っていると地主に無断で増改築を行えません。このとき地主が受けとる金員が増改築承諾料です。増改築はその程度がピンからキリまであり、千差万別ですから適正な承諾料は増改築の程度に比例します。これも③④と同じように借地人が地主の承諾にかわる決定を裁判所からもらう手続があり、この決定が出ると地主に財産上の給付をするよう借地人に命ぜられます。全面的な新築許可の場合、更地価格の三パーセントが一応の基準です。

## 無料法律相談

長谷川正浩弁護士による無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局(〇三―三四三七―九二七五)へ事前予約の上おいで下さい。

# 教化セミナー「いま、仏教と医療を考える(2)」(上)

## 終末医療の現場から仏教者は何を学び実践すべきか

—提言—長岡西病院ビハール病棟医師 平野 博

七月四日、午後二時から、本願寺築地別院（築地本願寺）講堂で、本会主催による教化セミナーが公開で開催された。

今回は「終末医療の現場から仏教者は何を学び、実践すべきか」をテーマに、パネリストに、佐藤雅彦師（大正大学講師・浄土宗僧侶）、平野博氏（長岡西病院ビハール病棟医師）、谷山洋三師（長岡西病院ビハール僧・真宗大谷派僧侶）を迎え、終末医療の現場の実際と仏教者の関わりについて、実践的立場から考察が行われた。

セミナーでは、始めに長岡西病院のビハール病棟のビデオが紹介され、各パネリストから提言が行われた。今号では、医師、平野博氏の提言を掲載する。（文責 社会部）

※ ※ ※

ターミナルケアの基本に少し触れた後、仏教者の皆様にご依頼したいことをお話したい。

日本には八十六ヶ所緩和ケア病棟がある。その共通の緩和ケアプログラムの中、入院の条件とされるのは、ガンまたはエイズで他の

医療機関で治療を受け、これ以上治療を続けても、元通りの日常生活を続けることが難しいと判断された人である。また、患者本人には自分がガンであることを知っていて欲しいが、もし患者本人からガンであるかどうか尋ねられた場合、適切に嘘をつかず答えるようにしている。

ガンの治療は、手術、放射線、抗ガン剤の投与が中心になる。また最近では免疫療法、遺伝子治療などが言われ始めているが現実にご利用されるには至っていない。ビハールはこうした治療を行っても、次々に症状が出る人々が利用する施設なので、実際に緩和ケア病棟で過ごしてもらう時間は大変短い。平均して一ヶ月から三ヶ月程度である。

ビハールには、高齢でなかなかガンが進行しない方、また入院してほんの数日で亡くなる方もおられる。またビハールでは治療はほとんど行われない。入院して来られる方にはすでに様々な治療を受け、その上で人生の残り時間をどのように過ごすそうかという方々で

ある。痛み、吐き気、呼吸困難などの時、ターミナルケアとして緩和医療という言葉はあるが、特別な医療があるわけではない。

私はビハールを利用される方に、普通の病院と自宅の中間位の感覚で、また休養の場所として利用して欲しいと申し上げている。

緩和ケア病棟では介護・日常生活のお世話、具体的には食事、排泄の介助を行っている。ガンが進行していくと、食欲が無くなっていく。そして痩せていき、ほとんどの場合、自分でトイレに行けなくなる。

ひとりぼっちでいるのは寂しいから、誰かと話しがたい。しかし自分で歩いて相手の所に行くことができないので、誰かに来て欲しい。そういう状況になる。気分転換に海を見に行きたい。きれいな花を見たいと思っても、自分では見に行くことができない。誰かに手伝いをしてもらわないと過ごせない。

普段していた当たり前のことができなくなることが、かなりつらそうに見える。自分がそういう状況にならないと、その人の気持ちは本当には分からないかもしれない。

次に仏教者への「依頼」についてお話ししたい。

今、お話ししたように自分で自分の身の回りのことができなくなってくると、その本人はこれからいったいどうしたら良いのか、とい



平野 博氏

う気持ちになる。

身体的な苦痛には薬がある。医療者としては、何か身体的な症状があった時に、薬を使い、その症状が軽くなると、終わり（死）に向かう人に、思わず「良かったね」といってしまいそうになる。実際に言ったこともある。そして自分だけ安心していることがある。しかしその人にとっては、「良かったね」では済まされない。確かに痛みが少なくなったことは嬉しいことかもしれないが、その人にとって本当に良かったのかどうかは分からない。「私はこれからどうしたら良いでしょうか。」「私の身体はどうなっていくのでしょうか。」「私はあと、どれくらい生きられるのでしょうか。」「私と、どれくらい近い患者さんからの問いかけにも、できるだけ正直に、「食事ができて自分で歩くことができる間は、あと一ヶ月あると思います。」「歩けなくなっても食べている間は、一週間位残り時間がある

と思います。』と答えるようにしている。

しかし、あとで振り返ってみると病人から尋ねられた時に、自分がこのように答えることは、自分の心を楽にしていただけのようにも思う。ただ医療従事者としては、自分が見てきて記憶に残っているものを正直に答えるしかないと思う。

時間の経過とともに、患者さんは苦しくなり、体の置き場所がない状況になる。そして心の置き場所もない状況になる。その時に、周りの人はどのように患者に接すると、患者の心の置き場所ができるのだろうか。

その部分については医療者だけでなく、周りの家族、病棟で関わるスタッフ、仏教者、社会福祉士、ボランティアといった人々が、職業に関係なく関わって、その病人がひとりぼっちでないと感じられる環境を作っていく。

ある時、何ヶ月か入院しておられる方が、自宅で過ごしたいと希望されたことがあった。ほとんど全ての入院患者の方が訴えられるのは「夜が来るのが怖い、早く明るくなって欲しい。一人は寂しい。家に帰りたい。」ということである。その方も、モルヒネ（痛み止め）を持って自宅に帰られた。

しばらく自宅で過ごされた後、痛みが強くなってその患者さんは再入院された。その時は、大変落ち着きのない様子で、私はその人

の病室で、看護婦と共にじっとベッドの傍らに立ったままだった。その時、一人の仏教者が、スリッパを脱いで、その人のベッドの上上がり、横に座ってそっと患者さんの肩を抱いた。私はそれを見て「ああそうなのか。」と思った。医療の現場でそうした光景を見たのは初めてだった。

医療の場で、落ち着かない患者さんを見たから、まず「鎮静剤注射」ということを医療従事者は考えるだろう。もしかしたらそうして逃げているのかもしれない。その仏教者は医療の知識はないが、その場で精一杯自分のできることをしたのだろうと、後で思った。

病人も家族も、ビハラー病棟で僧衣を見ると、色眼鏡で見るので、「部屋へ入らないでくれ。」とか、「私の部屋はまだ結構です。」と言う。

できれば、視覚に訴える要素が大きいので僧衣でなく、ごく普通の普段着で病院に来てもらえれば、病人も安心するかもしれないと思う。ビハラーができて九年。やっと仏教者が僧衣を着て病院に入ってきて来ても違和感を感じなくなってきたのはいる。

ただ、黙って人の話を聞くこと。普段の何げない会話をしながら人の話を聞いて、そっとそばに居ること。これは大変難しいことだがとても大切なことだと思っている。

# ルンビニー委員会

## 事務連絡会議

八月六日午後二時より本学会議室にて、青地敬水ルンビニー委員会委員長、本間孝康同副委員長の出席をえて、事務総局との事務連絡会議が開催された。

本会議では、六月十九日付でネパール王国ルンビニー開発トラスト(LDT)より提案された、マヤ堂遺跡の保存とシェルター建築案並びにその見積もり額への対応について検討された。また、今夏発刊予定であったマヤ堂遺跡考古学調査報告書第一巻については、現在初校本(英語版)が完成しているが、内容についてさらなる検討・修正の必要が明らかになったため、秋以降への発刊延期を考慮することとなった。

さらに、マヤ堂修復事業の今後の推進方針と資金調達のための追加勧募についてより詳細に審議するため、ルンビニー委員会を九月十二日に開催することを決定した。

### 事務局録事

八月

- 一日 文化庁訪問
- 三日 局内会議

- 六日 ルンビニー事務連絡会議
- 九日 法律相談室
- 二十四日 法律相談室

### 哀悼

吉田日襄師

七月十日遷化 六十九歳

法華宗真門流管長

### 全仏誌郵送先 住所・氏名変更 御連絡のお願い

全仏誌ご送付先の郵便番号、ご住所、氏名等に変更ある場合、左記までご連絡をお願い致します。帯封でご送付の場合、帯封記載の送付番号もお知らせ下さい。  
連絡先

〒一〇五-〇〇-一一

東京都港区芝公園四-七-四

明照会館内

全日本仏教会事務総局社会部

電話 〇三-三四三七-九二七五

FAX 〇三-三四三七-三二六〇

### 仏旗・バッチ 頒布御案内

- 大仏旗 たて一四〇cm×よこ二一〇cm 三三、〇〇〇円
- 中仏旗 たて九〇cm×よこ一三五cm 一八、〇〇〇円
- 小仏旗 たて七〇cm×よこ一〇〇cm 九、三〇〇円
- 手旗 たて三五cm×よこ五〇cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて九〇cm×よこ一三五cm 七、四〇〇円
- 仏旗バッチ 二cm×四・五cm 五〇〇円
- 法輪バッチ 直径一cm 一、〇〇〇円

お申し込み

### 全日本仏教会財務部

電話 〇三-三四三七-九二七五

FAX 〇三-三四三七-三二六〇